|  |
| --- |
| **令和６年度　大阪府一般任期付職員採用選考案内****【障がい者自立相談支援センター所長（医師職）】****≪インターネットによる受付期間≫　※原則インターネット申込みです。****令和６年３月18日（月曜日）午前10時から令和６年４月８日（月曜日）午後６時まで** |

令和６年３月18日

大阪府

**１　選考職種、採用予定人員、役職**

* 選考職種　　　医師職
* 採用予定人員　　　１名
* 役　　　　職　　　障がい者自立相談支援センター所長（次長級）

**２　職務内容**

* 身体障がい者更生相談所と知的障がい者更生相談所を統合した「障がい者自立相談支援センター」業務の管理・総括及び医務の総括
* 補装具費支給や自立支援医療費（更生医療費）に係る医学的判定、巡回相談等
* 身体障がい者手帳の交付に係る審査等
* 各種審議会・協議会等の運営・調整

**３　受験資格**

* 医師免許を有し、医師として23年以上の勤務経験がある人。
* ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

１禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

２大阪府において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人

３日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを

主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

４平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの

以外）

　　　　５日本国籍を有しない人

**４　任用期間**

* 原則として令和６年６月１日から令和７年３月31日まで

※任期は採用日から令和７年３月31日までですが、令和７年度以降は勤務実績などにより年度ごとに更新し、最長で令和９年３月31日までとなります。

※任期を通じて勤務実績が特に優秀で、引き続き高いパフォーマンスを発揮できると認められる人については、令和11年３月31日までの間で、年度ごとに任期を更新する場合があります。

※勤務成績の不良や適格性の欠如が認められるときは、他の職への異動や分限処分（降任・免職）がなされることがあります。

**５　身分**

* 一般職の任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第３条第２項に基づく一般任期付職員）

**６　選考方法**

* 書類審査…提出された論文等に基づき、職務に対する適正、能力、意欲等について審査します。
* 個別面接…職務に対する適正、能力、意欲等について個別面接を実施します。※個別面接は、令和６年４月12日（金曜日）～４月17日（水曜日）のうち、いずれか１日（土日除く）で実施します。面接日時や場所に関する情報は、令和６年４月10日（水曜日）にメールでご案内いたします。

**７　論文作成要領**

○ 課題

 大阪府では、身体障がい者更生相談所と知的障がい者更生相談所を統合した「障がい者自立相談支援センター」を設置しています。現在自治体が担っている更生相談所業務は多岐に渡っていますが、複数ある法令・制度にのっとりながらも、障がい者それぞれの状況に応じた最大限の更生援護につながるような支援内容としていく必要があります。このような役割を有する職場において、「障がい者等の面接・診察を行う医師として」、「医療情報・障がい状況等の要配慮個人情報を含む個人情報を保護しながら更生援護を実施する公務員として」、また「更生相談所業務を行っている職員を管理する機関の長として」果たすべき役割について、あなたの考え方を述べてください。

○ 字数等

・ 2,000 字程度（Ａ４ 用紙、横書き）。日本語で作成され、未発表のものに限ります 。

・論文の始めに「タイトル」「受験者の氏名」を記入してください。

**８　受験手続**

|  |  |
| --- | --- |
| **受 付 期 間** | 令和６年３月18日（月曜日）午前10時から令和６年４月８日 （月曜日）午後６時まで |
| **申 込 方 法** | **・インターネットにより申込みを受付けします。**右の二次元バーコードから申込みページにアクセスし、必要事項の入力と以下の提出書類をアップロードしてください。以下のホームページからもアクセスできます。≪大阪府職員採用選考案内ホームページ≫（<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>） |
| **提 出 書 類** | **◆論文**上記７の要領により作成した論文（wordまたはPDF形式）**◆医師免許証の写し****◆ご自身の写真**上半身、脱帽、正面向で半年以内に撮影した写真（jpeg形式） |

**９　合格者の発表**

* 発 表 日　　　令和６年４月22日（月曜日）【予定】
* 発表方法　　　合否にかかわらず、有効受験者全員に郵送で結果を通知します。また合格者の受験
　　　　　　　番号を発表日の午前10時に大阪府職員採用選考案内ホームページ
　　　　　　　（<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html>）に掲載する予定です。

**10　勤務条件等**

* 給与

現行制度に基づき、令和６年４月１日付採用となった場合の給与（初任給）は、月額1,041,200円

程度（地域手当・初任給調整手当含む）です。

※初任給は臨床研修等の経歴に応じて一定の基準により決定されます。給料の月額以外に、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。

* 服務

・任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

・採用にあたっては、現在の勤務先を退職していただく必要があります。

* 勤務時間

　　　原則として午前９時から午後５時30分又は午前９時15分から午後５時45分まで（午後０時15分から午後１時まで休憩時間）となっており、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休みとなります。

* 休暇

　　　年次休暇（年間20日。残日数は20日を限度として翌年に繰越します。ただし、採用の年は６月１日付採用の場合で、年末までの間に11日となります。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏期・結婚・出産等）、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇があります。

**11　その他**

* 受験上の配慮（車椅子の使用等）が必要な場合は、必ず申込時に「受験上の配慮を要する事項の有無」の項目で「有」を選択してください。
* 申込書に記載された情報は、大阪府職員採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。
* 提出された書類については返却いたしません。
* 提出された論文の著作権は大阪府に帰属します。
* 受験資格がない、若しくは提出書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
* 国家公務員又は地方公務員（大阪府職員を除く）として勤務されている方が採用となる場合は、現在の勤務先を令和６年５月30日以前に退職していただく必要があります。
* 選考会場周辺で試験結果の通知サービス等を案内している業者は、大阪府とは一切関係ありません。

**【お問合せ先】**

* **府民お問合せセンター「ピピっとライン」**

**ＴＥＬ：０６－６９１０－８００１、ＦＡＸ：０６－６９１０－８００５**

**（平日午前９時から午後６時　　土日祝日、年末年始休み）**

* **大阪府職員採用選考案内ホームページ
 （http://www.pref.osaka.lg.jp/jinji/senkou/index.html）**